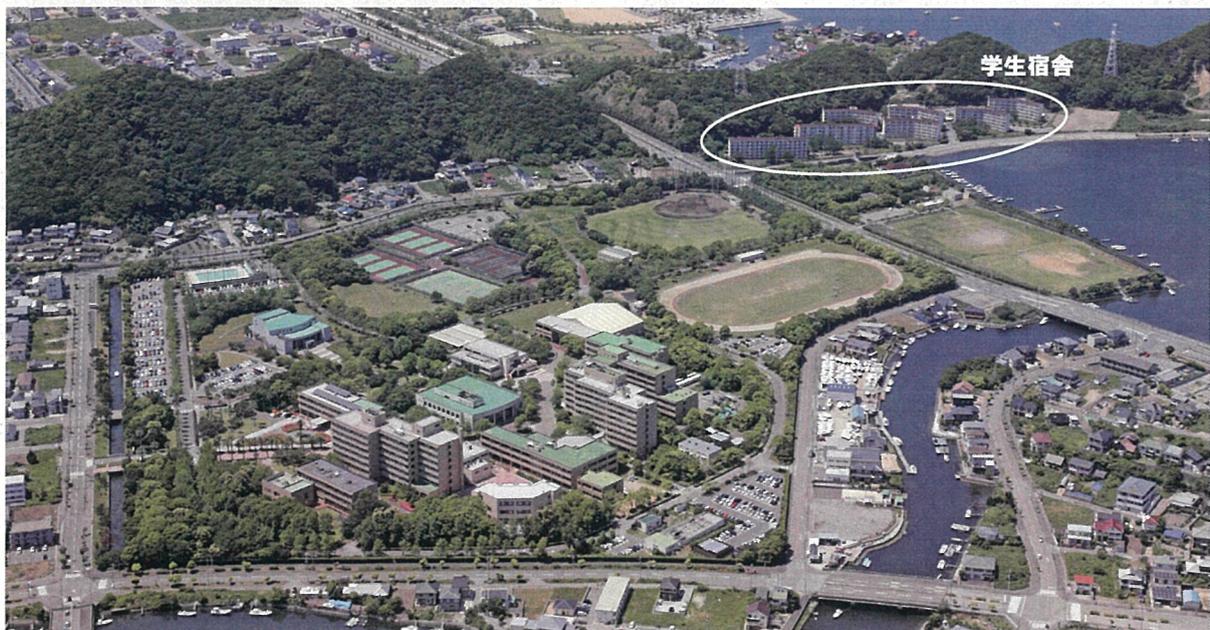


学生宿舍 案内

国立大学法人
鳴門教育大学
Naruto University of Education



学生宿舎配置図



大学全景

目 次

I 学生宿舎の概要

1 目 的	1
2 管理運営	1
3 学生宿舎所在地	1
4 施 設	1
5 設 備	1
6 平 面 図	2

II 入居手続等

1 入居資格	3
2 入居申請	3
3 入居の手順	4
(1) 準備する物等	4
(2) 荷物の搬入等	4
(3) 入居時の居室点検	4

III 生活上の留意事項（单身棟・世帯棟共通事項）

1 一般的留意事項	5
2 郵便物等の宛先	5
3 通知・連絡等	5
4 防災・防犯	5
5 修理・修繕	6
6 環境整備	6
7 ゴミの処理	6
8 車両の乗入れ	6
9 ネットワーク環境について	7
10 退 去	7
11 学生宿舎近辺	7
12 賃貸物件斡旋業者	7

IV 单身用学生宿舎入居者の留意事項

1 居室等の使用上の注意	8
(1) 居 室	8
(2) 補 食 室	8
(3) 洗面・洗濯室	8

(4) 浴室・脱衣室・シャワー室（2室）	8
(5) 談話室	9
(6) 玄関・廊下等	9
(7) 汚水・排水	9
(8) バルコニー	9
2 共通部分の清掃	9

V 世帯用学生宿舎入居者の留意事項

1 施設設備使用上の注意	10
(1) 居室内の除湿	10
(2) バルコニー	10
(3) 汚水・排水	10
2 共通部分の清掃	10
3 ふすまの修繕	10

VI 経費の負担及び納入方法

1 経費の負担	11
(1) 寄宿料	11
(2) 光熱水料等	11
2 諸経費の納入方法	12

学生宿舎関係規則等

1 鳴門教育大学学生宿舎規則	13
2 鳴門教育大学学生宿舎入居者選考基準	19
3 鳴門教育大学学生宿舎入居者心得	20

I 学生宿舎の概要

1 目的

本学の学生宿舎は、学生の勉学のための生活環境を提供することを目的として設置されています。

2 管理運営

学生宿舎は、入居する学生の快適な生活を確保するため、入居者が相互に役員を選出し、『うず潮村』という組織を設け運営されているため、管理人等はいません。

したがって、共同で使用する補食室、廊下、浴室、敷地の除草などの清掃、調理などのごみの処理、防災・防犯、駐車場・駐輪場の管理及び共同生活を営むためマナーを守ることは、入居者が自主的に行うことになっています。

3 学生宿舎所在地

〒772-0051 トクシマケンナルト シナルト チョウカシマアザナカジマ 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島99-7

4 施設

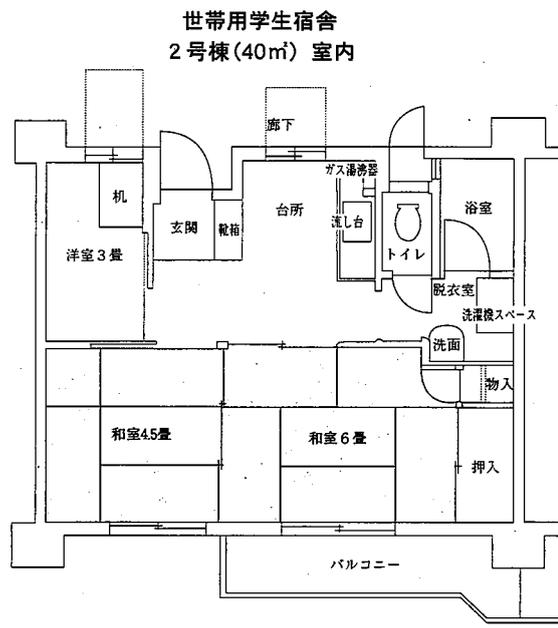
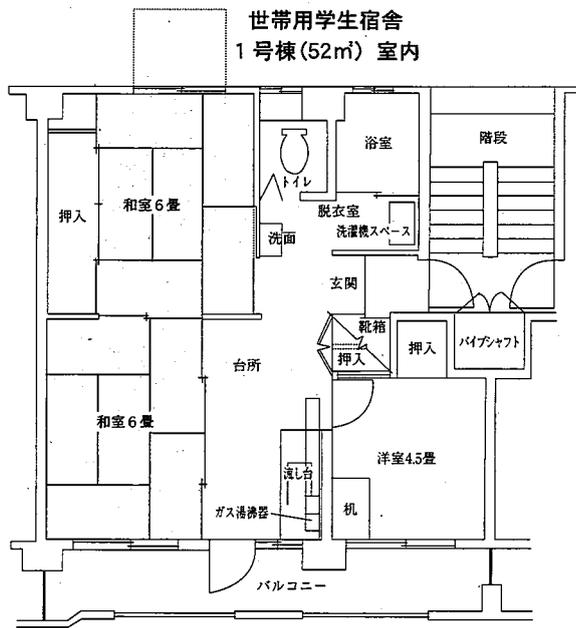
区 分	棟 数	様 式	収容人員等	室 面 積	寄 宿 料
単身用学生宿舎 (男子)	2	5階建 1棟80室	160人	10㎡	4,300円
〃 (女子)	3	5階建 1棟80室	240人	10㎡	4,300円
世帯用学生宿舎	1	5階建 1棟40戸	40戸	40㎡	9,500円
	1	5階建 1棟40戸	40戸	52㎡	11,900円

(注) 寄宿料は月額である。

5 設 備

区 分	居 室		共 用 施 設
	面積	設 備・備 品	
単身用学生宿舎 3号棟(女子棟) 4号棟(男子棟) 6号棟(女子棟) 7号棟(女子棟) 8号棟(男子棟)	10㎡	机, 椅子, 衣類収納ロッカー, ベッド, 照明器具, テレビ配線	洗面・洗濯室(各階) 〔全自動洗濯機及び衣類 乾燥機を設置〕 補食室(各階) 〔流し台, 冷蔵庫, 電気 湯沸器, ガスコンロ及 び電子レンジを設置〕 トイレ(各階) 談話室(和室)(1 F) 談話室(洋室)(1 F) 浴室(1 F) シャワー室(2室)(1 F) 駐車場 自転車置場
世帯用学生宿舎 2号棟	40㎡	机, 椅子, 流し台(ガスコンロ なし), ガス湯沸器, 洗面台, 靴 箱, テレビ配線	駐 車 場 自 転 車 置 場
世帯用学生宿舎 1号棟	52㎡		

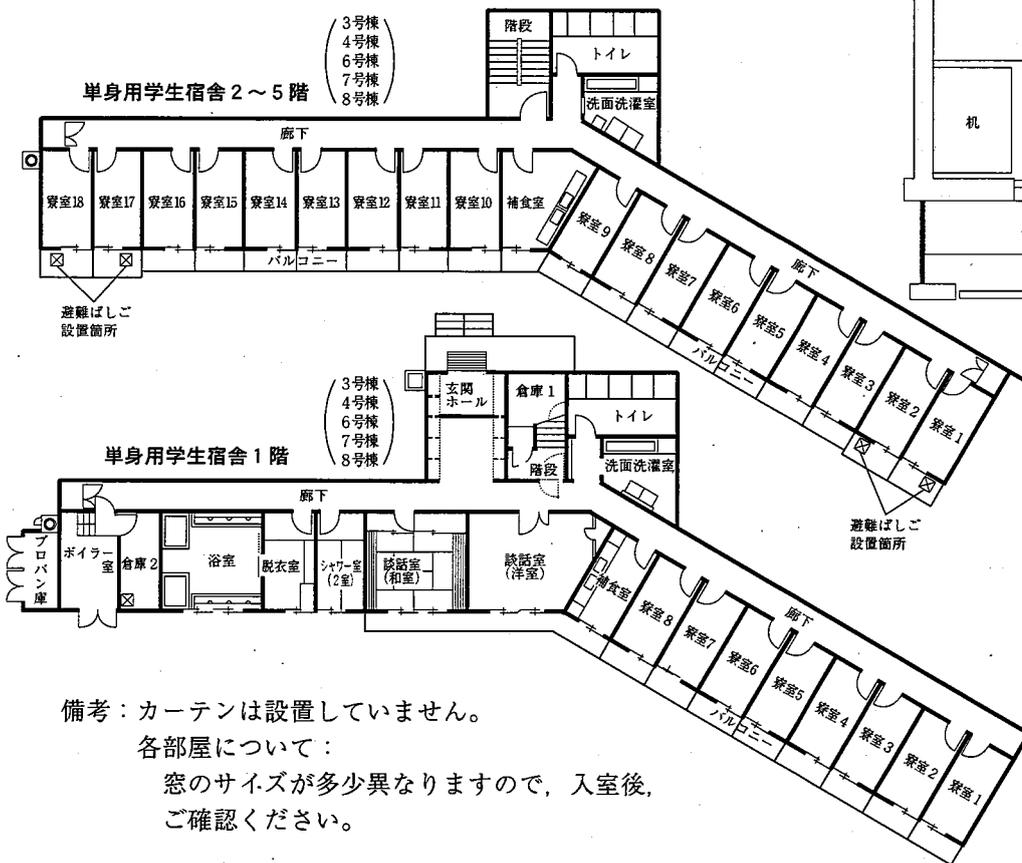
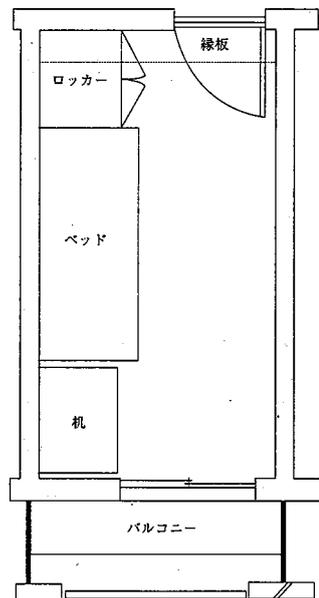
6 平面図



鳴門教育大学
学生宿舎

<http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/007.html>

単身用学生宿舎
室内平面図(10㎡)



備考：カーテンは設置していません。
各部屋について：
窓のサイズが多少異なりますので、入室後、
ご確認ください。

II 入居手続等

1 入居資格

(1) 単身用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 学部学生
- ② 大学院学生
- ③ 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び教員研修留学生

(2) 世帯用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 大学院学生で親族を伴う者
- ② 大学院学生で配偶者を有する者
- ③ 外国人留学生
- ④ 大学院学生で現職教員である者
- ⑤ その他学長が必要と認めた者

2 入居申請

(1) 提出書類

学生宿舎への入居を希望する者は、次の書類を提出してください。

- ① 学生宿舎入居願・学生宿舎入居選考調書
- ② 宛名シール
- ③ その他学長が必要と認める書類

(2) 申請上の注意

- ① 入居上の希望（「身体的な理由により下層階を希望」など）がある場合は、「学生宿舎入居選考調書」に記入してください。
- ② 入居の願い出に虚偽の事項を発見した場合は、入居の申請を受け付けないことがあります。

(3) 選考及び入居許可

入居者の選考及び入居許可は、書類審査により行います。

(4) 入居許可期間

入居できる期間は、許可された日から当該年度の末日（3月31日）までです。

なお、新生は、入学年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

翌年度以降も引き続き入居を希望する場合は、入居継続手続き（毎年12月に通知）が必要です。

(5) 入居日等

入居を許可された者は、大学の指定する期間内に入居手続きを行ってください。

なお、新生は、学生宿舎についてのオリエンテーションを行いますので、必ず出席してください。

(6) 入居申請書類提出先

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

鳴門教育大学学生課

TEL (088) 687-6120

3 入居の手順

(1) 準備する物等

① 印鑑

入居手続時における居室の鍵の受領確認に必要となります。

② 日用品

学生宿舎には常設備品（P1参照）がありますが、これら以外に必要な物を準備してください。

例として、単身用学生宿舎は、寝具、カーテン、電気スタンド、スリッパ、洗面用具、食器類、衣類、居室の清掃用具等です。居室は、約10㎡です。生活に最低限必要と思われる物を準備し、実際に入居してから、不足している物を整えるようにしてください。

世帯用学生宿舎は、単身用の用品に加え、ガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機、タンスなどが必要と思われれます。

(2) 荷物の搬入等

① 引越時の荷物は、本人が学生宿舎へ入居後に搬入してください。事前に学生宿舎又は大学に搬送されても受理することはできませんので、注意願います。

② 早朝及び夜間の荷物搬入は、在住者の迷惑となりますので、御遠慮願います。

③ 世帯・単身用を問わず、学生宿舎へのピアノ搬入は禁止しています。

④ 自家用車による引越時の荷物の搬入については、学生宿舎構内の空いている駐車場に駐車した上で、荷物の搬入をしてください。

なお、常時駐車する場合は、学生課へ駐車許可申請をしてください。

(3) 入居時の居室点検

入居手続の時に配付する「入居時点検表」により居室の現状を点検してください。入居時に申し出がなく退去時に不備がある箇所は、入居者負担で修繕していただくことがあります。

Ⅲ 生活上の留意事項（単身棟・世帯棟共通事項）

1 一般的留意事項

- (1) 入居者は、「鳴門教育大学学生宿舎入居者心得」（P20参照）を遵守するとともに、記載事項を熟知し、健全な社会人として良識ある生活を営むよう留意してください。
- (2) 入居の際に貸与する居室の鍵は、退去時に返納するものですから、各自が責任をもって保管してください。
万一、鍵を紛失した場合は、防犯上、錠前シリンダーも取り替えることになります。その費用は各自に負担していただきます。
- (3) 世帯用学生宿舎は、居室の入口及び郵便受に、単身用学生宿舎は、居室の入口、郵便受及び入室表示パネルに氏名を表示してください。
- (4) 男子単身棟への女子の立ち入り及び女子単身棟への男子の立ち入りを厳禁します。
- (5) 受動喫煙防止のため学生宿舎の敷地内は全面禁煙です。

2 郵便物等の宛先

学生宿舎宛の郵便物、宅配便等には、必ず、室番号まで記入してください。記入していないと宛先不明となる場合があります。

(例) 〒772-0051 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島99-7

鳴門教育大学学生宿舎○号棟○○○号室 鳴門 太郎 様

3 通知・連絡等

- (1) 入居者に対する大学からの通知・連絡は、特別な場合を除き、学生宿舎の学生宿舎用掲示板によって行いますので、常に掲示板を見る習慣をつけてください。
特に、入居更新（1年更新）の通知（毎年12月）を見落とすと、次年度入居できないことがありますので、注意してください。
- (2) 次の場合は、学生課へ直ちに連絡してください。
 - ① 災害・盗難その他の異変があったとき。
 - ② 学生宿舎内に感染性疾患が発生又は発生のおそれがあると認められたとき。
 - ③ 設備・備品等が破損又は故障したとき。
 - ④ 不審者等を発見したとき。

4 防災・防犯

学生宿舎には管理人はいません。また、人通りも少ないところに位置していますので、入居者各自が日頃から防災、防犯には協力し合い、特に、次のことに留意してください。

- (1) 消火器、避難器具及び通報装置等の設置場所、操作手順を確認しておいてください。
- (2) 大学主催の消防訓練には、必ず参加してください。

- (3) 宿舎内では平素から火気の取扱いには十分注意してください。
- (4) 火災の際は火災報知機が鳴りますので、速やかに避難するとともに、状況に応じて、初期消火に努めてください。
- (5) 居室を離れるときは、短時間であっても必ず鍵をかけ、また、バイクや自転車にも施錠をするなど、盗難予防に努めてください。
- (6) 夜遅くの外出は、極力避けてください。また、やむを得ず遅く帰るときや、夜遅く外出するときは、友人とともに行動するなど、適宜、対策を講じてください。

5 修理・修繕

- (1) 各居室の蛍光灯及び点灯管は、各自で交換してください。
- (2) 学生宿舎の施設設備や備品等が壊れたり、汚れたりしたときは、修理等により原状に復すこととなりますが、その費用は、入居者の過失の有無や原因、程度等により入居者が負担する場合があります。
- (3) 通常の使い方によって壊れた場合でも、入居者負担になります。
- (4) 簡単に直るものは、各自で直してください。工具が必要な場合は、学生課へ申し出てください。

6 環境整備

宿舎周りの草刈り及び低木の伐採等の環境整備は、入居者が行うこととなっておりますので、草刈り作業等には積極的に参加してください。

7 ゴミの処理

- (1) ゴミは、鳴門市の指定どおりに必ず分別し、それぞれ指定の曜日の朝、ゴミ集積所のゴミ箱に入れて、蓋をしてください。
- (2) ゴミ袋は、鳴門市の『指定ごみ袋』を使用してください。(大学会館2F 売店等で販売)
- (3) 粗大ゴミは、収集してくれませんので各自で責任をもって処分してください。粗大ゴミの処分については、鳴門市クリーンセンター (TEL 088-683-7572) にお問い合わせください。

8 車両の乗入れ

学生宿舎構内への車両(二輪車を除く。)の乗入れは、許可制となっています。

車両の乗入れを希望する場合は、入居後、駐車許可申請書を学生課へ提出し、駐車許可証の交付を受けてください。

9 ネットワーク環境について

各居室に情報コンセント（光回線）が、単身棟は、側壁の中央部付近、世帯棟は、台所エリアに設置されています。入居者が以下の①または②へ申し込みし、契約することで利用可能です。

（参考：月額4,000円程度～）

①NTT西日本・【フレッツ光ネクストマンション（集合住宅）】

申込URL：<https://flets-w.com/cart/index.php>

②クリアライフ株式会社 電話：0800-200-2037



NTT西日本

10 退 去

(1) 入居期間満了により退去する場合は、あらかじめ「学生宿舎退去届」を提出してください。
具体的な退去手続きについては、事前に通知しますので、その指示に従ってください。

(2) 入居許可期間の途中で退去する場合は、退去しようとする日の2週間前（7月に退去する場合は1か月前、2月・3月の退去については掲示にて通知）までに「学生宿舎退去願」を学生課へ提出し、職員の指示に従ってください。

(3) 退去に当たっては、職員が居室を点検し、既設の物品等が入居時の状態であることを確認します。

点検時までには全荷物を搬出し、清掃を完了しておいてください。

点検の結果、異常があったときは、入居者の責任において原状に復してもらいます。

ふすま等は、各入居者負担で修繕していただきます。

11 学生宿舎近辺

大学敷地内には、福利厚生施設として大学会館があり、その中に、食堂、キャッシュコーナー、売店などがあり、売店では、書籍、文具、食料品、日用雑貨の販売やコピーサービス、宅配便の取り次ぎなどに利用することができます。

大学周辺には、コンビニ及び食堂などが点在しています。市街地の商店街とは内海で離れていますが、渡船を利用して自転車で買い物に行くことは可能です。

12 賃貸物件斡旋業者

大学では、賃貸物件の斡旋はできません。

主な業者は、次のとおりです。各自でお問い合わせください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ピタットハウス 鳴門店 | TEL 0120-29-6565 |
| ・大成リゾート(株) | TEL 088-687-3331 |
| ・エイブルネットワーク 鳴門店 | TEL 088-686-8233 |
| ・株式会社鳴門賃貸ハウス | TEL 088-685-8338 |
| ・アパマンショップ 鳴門店 | TEL 0120-685-141 |

IV 単身用学生宿舎入居者の留意事項

1 居室等の使用上の注意

(1) 居室

- ① 居室を空けるときは、たとえ短時間でも、必ず施錠してください。
- ② 居室には、本人以外は宿泊できません。
- ③ 壁面に、セロテープを貼ったり、釘打ちなどすると、跡が残るため、行わないでください。
- ④ 電気製品の使用は、必要不可欠のものにとどめてください。テーブルタップ等によるタコ足配線は危険です。
- ⑤ 居室内の備品（ベッド、机等）を、勝手に改造又は解体したり、バルコニーに放置することを禁止します。事実が発覚した場合は、厳重に処分します。

(2) 補食室

- ① ガスコンロを使用するときは、煙、湯気等により火災報知機が作動することがありますので、必ず換気扇を作動させてください。
- ② ガスコンロの使用後は、必ずガスの元栓を閉めてください。
- ③ ガス漏警報機が作動した場合は、速やかにガスコンロの火を消し、窓をあけて換気してください。
なお、爆発の恐れがあるので、電気系統（電灯、換気扇等）のスイッチには、触れないでください。
- ④ 使用済みの食用油は、「流し」に流さないでください。（環境汚染につながることはもとより、排水管詰まりの主な原因になります。）
- ⑤ 早朝や深夜に使用しないよう心掛けてください。
- ⑥ 補食室は、共同で使用する場所ですから、私物（電気機器、調理器具、食器類、洗剤等）は置かないでください。
- ⑦ 冷蔵庫内の食料品等には、トラブル防止のため、可能な限り所有者を明示しておいてください。また、自分の物以外は勝手に使用しないでください。
- ⑧ 電子レンジは、適切な加熱時間を確認し、使用してください。
- ⑨ 使用後は、整理・整頓をするとともに、電灯のスイッチを切ってください。

(3) 洗面・洗濯室

- ① 洗濯機等を早朝や深夜に使用すると、他の入居者の迷惑となりますので、使用しないようにしてください。
- ② 洗濯物は放置せずに速やかに自室へ持ち帰るようにしてください。

(4) 浴室・脱衣室・シャワー室（2室）

- ① 浴室・シャワー室（2室）は、各棟の1階にあります。清掃等は清掃人に委託しておりますが、常に清潔にしておいてください。
- ② 各棟で定められた入浴時間を守り、早朝や深夜の使用は避けてください。

(5) 談話室

- ① 談話室は、談話、来客者との面会、雑誌・新聞の閲覧等の場として入居者が自由に利用できます。利用については、各棟のルールに従って、利用してください。
- ② 使用後は、整理・整頓をするとともに電灯・冷暖房のスイッチを必ず切ってください。
- ③ 早朝や深夜の使用は、他の入居者の迷惑となりますので、避けてください。

(6) 玄関・廊下等

- ① 寄宿舍内は土足厳禁です。上履き(スリッパ等)を使用してください。各棟の玄関にシューズボックスがありますから、利用してください。
- ② 玄関、廊下等は、非常時の避難通路になりますので、私物を置かないでください。
- ③ 玄関は、オートロックになっていますので、外出するときは必ず玄関の鍵を携帯してください。

(7) 汚水・排水

- ① トイレでは、トイレットペーパー以外のもの、補食室では、食用油・調理屑などを流さないでください。汚水管、排水管の詰まりの原因になります。
なお、排水管の詰まりは、業者等に依頼し、各棟の共益費で修理してください。
- ② 補食室の流し、浴室の排水管の椀トラップ・目皿は、臭気・調理屑などの流入の防止用ですので、外さないでください。水の流れの悪いときは、椀トラップを持ち上げ、その周りを掃除すると直ります。

(8) バルコニー

バルコニーは、非常時の避難通路（隣室との隔壁は、すぐ壊れます。）になっていますので、物品を置かないでください。

2 共通部分の清掃

共同で使用する玄関、補食室、廊下、階段及び浴室などは、入居者が清掃してください。(共益費で清掃人に委託している部分があります。)

清潔な環境を保つために、特に次の点に心掛けてください。

- (1) ガスコンロ、流し台、便器等は、汚したら直ちに拭き取ってください。
- (2) 調理屑等は、水を切り、処分してください。
- (3) 冷蔵庫には食品を放置しないようにし、不要の食品は速やかに処分してください。
- (4) 玄関の履物は、整理整頓してください。
- (5) トイレには、トイレットペーパー以外のものを流さないでください、汚水管が詰まります。

V 世帯用学生宿舎入居者の留意事項

1 施設設備使用上の注意

(1) 居室内の除湿

春期から夏期にかけては、高温・多湿の日が多いので、室内の換気、壁面等結露箇所の拭取りを行い、結露によるカビの発生や畳の腐食等の防止に努めてください。

特に北側や西側の壁面は、結露が発生しやすいので、壁面とタンス等の間隔を10～15cm程度開け、通気をよくしてください。

(2) バルコニー

① バルコニーは、非常時の避難通路（隣室との隔壁は、すぐ壊れます。）になっていますので、物品を置かないでください。

② バルコニーは、防水構造ではありませんので、洗濯機の排水、水洗いなどをすると、階下に水漏れしますので、注意してください。

(3) 汚水・排水

① 汚水・排水管は、1～5階まで共同の管になっていますので、トイレにトイレットペーパー以外のもの、台所に食用油・調理屑などを流さないでください。

なお、排水管の詰まりは、業者等に依頼し、入居者各自で修理してください。

② 台所、浴室の排水管の椀トラップ・目皿は、臭気の防止及び調理屑などの流入の防止用です。外さないでください。水の流れの悪いときは、椀トラップを持ち上げ、その周りを掃除してください。

2 共通部分の清掃

階段、玄関口等の共通部分は、入居者が清掃を行うこととなりますので、各棟の定めを守ってください。

なお、階段部分は、防水構造ではありませんので、水洗いできません。

3 ふすまの修繕

退去時に、破損及び汚損したふすまの張り替え（両面）を、自己負担で修繕していただきます。

VI 経費の負担及び納入方法

1 経費の負担

(1) 寄宿料

寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程（平成16年規程 第33号）によって定められており、単身棟については、月額4,300円（10㎡）、世帯棟については、月額9,500円（40㎡）及び11,900円（52㎡）となっております。

(2) 光熱水料等

入居者が生活のために使用する光熱水料等は、入居者が負担するものとし、その負担区分は、次のとおりです。

① 単身棟の光熱水料

区分	場所	負担区分	備考
電気	居室	入居者	自動振替
	談話室・補食室 洗面・洗濯室 浴室・シャワー室 便所	共益費	自動振替
	玄関・ホール 廊下・階段	大学	
水道	補食室 洗面・洗濯室 浴室・シャワー室 便所	共益費	自動振替
	足洗場	大学	
ガス	補食室・浴室 シャワー室	共益費	各ガス会社との直接契約

- 1 単身棟の共益費については、各棟ごとに所要の金額を負担していただくことになっています。
- 2 共益費は、共通部分の光熱水料のほかに、清掃に係る人件費や各棟の消耗品の購入等に用いられます。
- 3 共益費は、各棟の役員（会計係）が管理しています。

② 単身棟共通部分の清掃に要する経費

単身棟共通部分の清掃に係る人件費及び消耗品等は、各棟の共益費から支出しています。

③ 世帯棟の光熱水料

区分	場所	負担区分	備考
電気	居室	入居者	四国電力(株)との直接契約
	廊下・階段	大学	
水道	居室	入居者	自動振替
	水飲場・足洗場	共益費	
ガス	居室	入居者	鳴門ガス(株)との直接契約

各業者等一覧 (参考)

区分	号棟	会社名	電話番号
電気	全棟	四国電力(株)	0120-564-552
ガス	1・2・4・8	鳴門ガス(株)	088-685-0195
	3・6・7	営業日(8時30分～17時) ジェイエイ徳島燃料サービス株式会社	088-695-5380
		夜間及び休業日 J A あんしんセンター	0120-182-571

2 諸経費の納入方法

諸経費(世帯棟の寄送料・水道料, 単身棟の寄送料・共益費・電気料)は入居者が開設した預金口座から, 毎月所定の期日に自動振替方式で支払っていただきます。入居次第「寄送料口座振替申込書」を提出してください。なお, 預金口座は, 下記の3金融機関のいずれかで, 開設してください。

- (1) 阿波銀行(全店)
- (2) 徳島大正銀行(全店)
- (3) ゆうちょ銀行(全店)

また, 遅くとも引落日前日午後3時までに入金しないと, 「未納者」扱いになります。引落日については, 年間予定を各棟の掲示板に掲示しますので, 確認しておいてください。

未納者扱いとなった場合は, 後から口座に入金しても引落しできないため, 原則, 指定された口座へ振り込みによりお支払いいただくことになります。(ただし, 寄送料と共益費・光熱水料は振込先が異なります。振込先口座は, 配付する督促状等の書類に記載します。)

鳴門教育大学学生宿舎規則

	平成16年4月1日	規則第28号
改正	平成17年3月14日	規則第24号
	平成21年3月11日	規則第3号
	平成22年3月24日	規則第15号
	平成23年3月31日	規則第8号
	平成26年3月24日	規則第12号
	平成29年3月8日	規則第12号
	平成30年9月26日	規則第4号
	平成31年3月13日	規則第13号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第87条第2項の規定に基づき、学生宿舎について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学生宿舎は、学生等の勉学のための生活環境を提供することを目的とする。

第2章 入居資格及び収容定員

(入 居 資 格)

第3条 単身用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生

2 世帯用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院学生で親族を伴う者
- (2) 大学院学生で現職教員である者
- (3) 外国人留学生
- (4) その他学長が必要と認めた者

(収容対象及び収容定員)

第4条 学生宿舎の収容対象及び収容定員は、次のとおりとする。

学生宿舎の名称	収 容 対 象	収容定員
単身用学生宿舎	単身の学部学生及び大学院学生等	400人
世帯用学生宿舎	親族を伴う大学院学生等	80人

第3章 管 理 運 営

(管 理 運 営)

第5条 学生宿舎の管理運営は、学長が統括する。

- 2 学生宿舎に関する重要事項は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

第4章 入 居

(入 居 願)

第6条 学生宿舎に入居を希望する者は、別記様式第1号の学生宿舎入居願及び学長が別に定める書類を提出しなければならない。

(入居選考及び許可)

第7条 入居選考は、別に定めるものとし、入居許可は、学長が行う。

(入居許可期間)

第8条 入居許可期間は、1年とする。ただし、年度の中途において入居を許可した者については、許可した日の属する年度の末日までとする。

(入 居 手 続)

第9条 入居を許可された者は、学長が別に定める期間内に所定の手続を経て入居しなければならない。

(入居許可の取消し)

第10条 学長は、入居を許可した者が、前条に規定する入居手続期間内に手続を怠り、若しくは入居せず、又は願出が虚偽の事実に基づくこと等が判明したときは、入居の許可を取り消すことがある。

第5章 寄宿料及び経費負担

(寄 宿 料)

第11条 寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程（平成16年規程第33号）の定めるところによる。

2 寄宿料は、毎月20日（その日が休業日となるときは、その前日とする。）までに、その月分を納付しなければならない。

3 8月分及び3月分の寄宿料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ前月の20日（その日が休業日となるときは、その前日とする。）までに、前月分とともに納付しなければならない。

4 4月分に係る寄宿料は、第2項の規定にかかわらず、学長が別に定める日までに納付しなければならない。

5 前3項の規定にかかわらず、学生から寄宿料の納付に関して申し出があったときは、当該年度内に納付すべき額の総額の範囲内で、その申し出に係る額（2か月以上の額に限る。）を納付することができる。

6 入居又は退去の日が月の中途となる場合であっても、寄宿料は、1か月分を納付しなければならない。

(寄 宿 料 免 除)

第12条 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより寄宿料を免除することができる。

(経 費 負 担)

第13条 入居者の私生活に要する経費は、次のとおり入居者が負担するものとする。

単身用学生宿舎 別表に定める経費（P11参照）

世帯用学生宿舎 居室内の光熱水料等の経費（P12参照）

2 前項の経費を納付すべき日及び方法等について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 施設保全等

(施設保全)

第14条 入居者は、学生宿舍の施設設備及び物品の保全に注意し、火災その他の災害の防止に努め、居室以外では喫煙しないこととし、保健衛生に配慮するとともに、管理運営上の必要から行う学長の指示に従い、積極的に協力しなければならない。

(遵守事項)

第15条 入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を居室以外の目的に使用し、又は他人に使用させないこと。
- (3) 施設、設備に工作を加えないこと。
- (4) 許可なく掲示、貼紙等を行わないこと。

(損害賠償)

第16条 入居者が、故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

第7章 退 去

(退去手続)

第17条 入居許可期間内に退去しようとするときは、あらかじめ別記様式第2号の学生宿舍退去願を提出し、学長の承認を受けなければならない。

(退去処分)

第18条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、速やかに退去を命ずるものとする。

- (1) 学生の身分を失ったとき。
- (2) 入居許可期間を経過したとき、又は第10条の規定により入居の許可を取り消されたとき。
- (3) 寄宿料その他の経費の納付を3か月以上怠ったとき。

第19条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、退去を命ずることができる。

- (1) 疾病その他の事由により保健衛生上共同生活に適さないと認めるとき。
- (2) 学生宿舍の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 休学を命ぜられ、又は停学処分を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく居住を常としなくなったとき。
- (5) 入居を願い出た事項に変更が生じ、入居していることが不相当と認められるとき。
- (6) この規則その他本学の規則に違反し、又は学生宿舍の管理運営に著しく支障を来す行為があったとき。

(退去時点検)

第20条 退去する者は、退去に際し、居室に関する設備、備品等について学長が指定する者の点検を受けなければならない。

第8章 雑

則

(事 務)

第21条 学生宿舎に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細 則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学生宿舎の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	入居者が負担すべき経費
消 耗 品	私生活のために必要な食器類, 居室の清掃用品, その他の消耗品の費用

区 分 室 名 等	電 気 料		水 道 料		燃 料 費	
	大学負担	寮生負担	大学負担	寮生負担	大学負担	寮生負担
玄 関 ・ ホ ー ル	○					
廊 下 ・ 階 段	○					
管 理 室	○		○			
居 室		●				
談 話 室		●				
補 食 室		●		●		●
洗 面 ・ 洗 濯 室		●		●		
浴 室 (ボイラー室を含む)		●		●		●
ト イ レ		●		●		
(基 本 料 金)	○		○			

別記様式第2号(第17条関係)

学生宿舎退去願

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属
学 籍 番 号
氏 名

年 月 日生

下記により学生宿舎を退去したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

宿 舎 区 分	単 身 用 ・ 世 帯 用	宿 舎 番 号	
退 去 理 由			
退去希望年月日	年	月	日
点検希望年月日	年	月	日 時
退去後の連絡先	〒 TEL		

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。

別記様式第1号(第6条関係)

学生宿舎入居願

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属
学 籍 番 号
(新入生は受験番号)
氏 名

年 月 日生

(電話/携帯電話)

下記のとおり ^{単身用} _{世帯用} 学生宿舎に入居したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 入居期間 年 月 日から 年 3 月 31 日まで
- 2 同居者 (世帯用学生宿舎の入居希望者のみ)

氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤務先又は在学校名, 学年等

(注) 1 氏名は、必ず本人が自署すること。
2 世帯用学生宿舎に入居を希望する者は、同居者との続柄を公的に証明する書類(住民票等)を添付のこと。
3 同居者に異動があった場合は、入居許可を取り消す場合がある。
備考 規格は、A4とする。

鳴門教育大学学生宿舎入居者選考基準

〔平成16年4月1日〕
学長裁定
改正 平成17年3月9日
平成21年3月11日
平成30年10月25日

第1 この基準は、鳴門教育大学学生宿舎規則（平成16年規則第28号）第7条の規定に基づき、本学の学生宿舎に入居を希望する学生の選考方法について定める。

第2 入居希望者に対する選考は、次に掲げる時期に行う。

- (1) 新入生については、各入学試験合格発表後に行う。
- (2) 在学生で、新たに入居を希望する場合は、随時行う。

第3 単身用学生宿舎の入居者選考は、次の順位で選考する。

- (1) 現在、入居している学生で、継続を希望する者
- (2) 身体障害者等の事情により通学が困難な者
- (3) 風水害等の災害及び不慮の事故等により特に考慮すべき条件がある者
- (4) 新入生の大学院学生及び学部学生
- (5) 在学中の大学院学生及び学部学生
- (6) 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生

ただし、第4号から第6号までの順位で選考される者については、各順位ごとに通学時間が長い者から選考するものとする。

2 世帯用学生宿舎の入居者選考は、次の順位で選考する。

- (1) 現在、入居している学生で、継続を希望する者
- (2) 身体障害者等の事情により通学が困難な者
- (3) 風水害等の災害及び不慮の事故等により特に考慮すべき条件がある者
- (4) 外国人留学生
- (5) 新入生で親族を伴う者
- (6) 在学生で親族を伴う者
- (7) 新入生で配偶者を有する者
- (8) 在学生で配偶者を有する者
- (9) 新入生で現職教員である者
- (10) 在学生で現職教員である者

ただし、第5号から第10号までの順位で選考される者については、各順位ごとに通学時間が長い者から選考するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年11月1日から施行する。

鳴門教育大学学生宿舎入居者心得

学生宿舎（以下「宿舎」という。）の入居者は、快適な環境の下で学生生活を営むため、鳴門教育大学学生宿舎規則（平成16年規則第28号）に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

（居室について）

- 1 防犯のため、居室の戸締まりを厳重にすること。
- 2 単身用学生宿舎においては、火災予防上、ストーブ類の直火式暖房器具は使用しないこと。
- 3 化学薬品、その他の危険物を持ち込まないこと。
- 4 許可を得ずに居室を交換し、又は目的外に使用しないこと。
- 5 楽器、ステレオ、テレビ又はラジオ等の音量を大きくし、若しくは騒音を発し、近隣に迷惑となる行為をしないこと。
- 6 他人をみだりに居室に入れられないこと。その他学生の品位を汚すような行為をしないこと。
- 7 エアコンの設置には許可はありませんが、壁に穴を空けることはできません。小窓を通してパイプを出し、退去時には、必ず撤去してください。

（共用の場所について）

- 8 宿舎及びその周辺の整理整頓に留意し、備品等を無断で移動させないこと。
- 9 廊下、階段その他の共用部分の使用及び清掃は、入居者の責任において行うこと。

（宿舎及びその周辺について）

- 10 許可を得ずに廊下その他の共用の場所及び宿舎の周辺に看板を立て、若しくは貼紙をし、又はビラその他の物品を配布しないこと。
- 11 許可を得ずに宿舎及びその周辺において物品を販売し、その他の営利行為を行い、又は勧誘等の行為を行わないこと。
- 12 宿舎又はその周辺で、生物を飼育しないこと。
- 13 自転車、自動車等を所定の場所以外に放置し、又は駐停車しないこと。

（その他の留意事項）

- 14 盗難、火災、急患等が発生したときは、学生課、時間外は警備員室に通報するとともに可能な限り応急措置を講ずること。

緊急時の連絡先

※学生課(TEL 088-687-6120)(夜間及び大学の休業日は警備員室 TEL 088-687-6141)又は警察(110番)

※ガス

1・2・4・8号棟	鳴門ガス㈱	TEL 088-685-0195
3・6・7号棟	営業日（8時30分～17時） ジェイエイ徳島燃料サービス株式会社	TEL 088-695-5380
	夜間及び休業日 JAあんしんセンター	TEL 0120-182-571

※電気

世帯棟	四国電力㈱	TEL 0120-564-552
-----	-------	------------------

※水道及び単身棟の電気については、下記へ連絡してください。

学 生 課	TEL 088-687-6120
警 備 員 室	TEL 088-687-6141（夜間及び大学の休業日）

- 15 防災訓練、防疫等の措置には、積極的に協力すること。
- 16 宿舎の定期又は臨時に行う点検、修繕業務には、積極的に協力すること。
- 17 入居許可期間内に退去を希望するときは、退去しようとする日の2週間前までに「学生宿舎退去願」を学生課へ提出すること。（7月は1か月前、2月・3月は掲示により通知）
- 18 入居許可期間満了により、退去しようとするときは、あらかじめ「学生宿舎退去届」を提出すること。
- 19 その他本学職員の指示に従うこと。

学生宿舎入居願

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学 籍 番 号
(新入生は受験番号)

氏 名

年 月 日生

(電話/携帯電話)

切り取り線

下記のとおり 单身用 学生宿舎に入居したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 入居期間 年 月 日から 年 3 月 31 日まで
2 同居者 (世帯用学生宿舎の入居希望者のみ)

氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤 務 先 又 は 在 学 校 名 , 学 年 等

- (注) 1 氏名は、必ず本人が自署すること。
2 世帯用学生宿舎に入居を希望する者は、同居者との続柄を公的に証明する書類(住民票等)を添付のこと。
3 同居者に異動があった場合は、入居許可を取り消す場合がある。

宛名シール

入居選考に際して、大学からの連絡に使用しますので、記入の上、提出してください。

〒

住所

氏名

殿

〒

住所

氏名

殿

切り取り線

Naruto University of Education



問い合わせ先

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

鳴門教育大学 学生課

☎(088)687-6120